府政防第４１１号
消防災第７１号
平成２７年５月２０日

各都道府県知事　殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消　防　庁　次　長

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の策定について（通知）

大規模災害が発生した際、市町村は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、災害時であっても継続しなければならない多数の業務を抱えています。そのため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが必要であり、防災基本計画においても、その旨を位置づけているところです。

これまで内閣府（防災担当）では、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（以下、「手引き」という。）を策定し、地方公共団体の業務継続計画の策定に係る取組を支援してきましたが、災害が頻発している近年の現状においても、市町村における業務継続計画の策定状況は、策定済みがわずか13%（平成25年８月現在。消防庁調べ）にとどまっており、特に人口の少ない小規模な市町村ほど低位な傾向にあります。

この要因の１つに、手引きに沿った業務継続計画の策定方法が小規模な市町村にとって作業量が多いものとなっていたことが考えられることから、平成26年度に有識者等による「地方公共団体の業務継続の手引き改訂に関する検討会」において手引きの見直しを進め、今般、政令市や中核市等はもとより、人口が１万人に満たないような小規模な市町村であってもあらかじめ策定していただきたい事項を抽出した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定しました。

貴職におかれましては、当ガイドを貴都道府県内市町村に周知していただくとともに、市町村向け研修会等で積極的に御活用いただき、貴都道府県内市町村の業務継続体制をより一層強化されますようお願い申し上げます。

なお、業務継続計画をどのような文書体系にするかは各市町村の実情に合わせればよく、必ずしも独立した計画書でなくてもよいことを申し添えます。

（添付資料）
○「市町村のための業務継続計画作成ガイド」